

2023年7月18日

沖縄地方最低賃金審議会 御中

沖縄県労働組合総
議長 穴井

沖縄県最低賃金の決定に関する意見書

日本の最低賃金の地域間格差は最も不合理な仕組みです。同じ仕事をしているにもかかわらず発生する地域間格差を是正し、世界であたりまえの全国一律制に是正させることが必要です。そして、あまりにも低く抑えられている最低賃金の大幅な引き上げが必要です。私たち沖縄県労連が2020年に実施した最低生計費調査で、8時間働いて普通に暮らせる賃金は那覇市在住25歳女性で時給1662円、男性で1642円以上必要であるとの調査結果がでました。これは、マーケットバスケット方式で一般的に持っている持ち物調査を行い、友人との交友、雑誌の購入、たまに旅行に行くなど普通に暮らすために必要な最低生計費はいくらか、などを算出したものです。県労連の上部団体である全労連の加盟組織が行った他都道府県での調査でも、最低生計費は時給1500円前後必要であることが明らかになっています。最低賃金は時給1,500円以上、全国一律の最低賃金制度とすること、これは先進国の常識となりつつあります。

すべての労働者とその家族に、健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必要な賃金の最低額をどの地域で働いても等しく保障し、同時に、地域経済を活性化させ「国民経済の健全な発展に寄与する」ことができるようにするために、全国一律最低賃金制度に改めることが必要です。

現行法の地域最低賃金では、こうした目的を達成することはできません。前述したように、全労連の最低生計費試算調査の結果から必要な生計費の地域間格差はほぼないことが明らかになっています。しかし、最低賃金法では、①地域ごとに最低賃金が異なり格差が生じています。例えば、同系列のコンビニで同じ値段の商品を扱っていても賃金は地域毎、販売店ごとに差が生じています。その格差のベースとなる原因として、地域別の最低賃金があります。最高の東京都と最低の地域で219円(20%)もの格差が生じています。②時給の高い都市部に労働者が流入し、人口の大都市集中や地域経済の疲弊を招いています。③最低賃金法は、最賃決定の三要素「その地域の労働者の生計費、賃金水準、事業の支払い能力」を考慮して決めることになっています。地域別、ランク制である限り、支払い能力や経済状況が優先的に勘案されて最低賃金額が決められる傾向にあり、格差は拡大してきました。④最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となり悪影響となっています。こうした問題やひずみは、全国一律制で解消することが期待できます。



広がった地域間格差はあまりに大きく、全国一律の最低賃金を実現するには、様々なハードルがあるのも事実です。政府としての断固とした決断と財政支援が欠かせません。中小零細事業所の多い本県においては、「最賃が大幅に上がると大変」とお考えになる事業主も多くいらっしゃいます。「事業契約は4月なのに10月に最低賃金が上がるのは困る」との声も聞こえます。国の貧弱な中小企業対策のもとで、それは当然だと思えます。

介護保険の対象とならない労働者も、労使合わせて賃金の28.19%が社会保険料として徴収されています。社会保険料の負担率に限らず、税負担の軽減、使い勝手の良い助成策の拡充など、国が抜本的な改善を行うことにより、最低賃金1500円の実現は可能です。「中賃資料によっても、賃金の引き上げが企業の業績にも好影響を与えることが実証された」と報道されています。

委員の皆様におかれましては、本県の最低賃金を労働者の生計費を賄うに必要な時間額1500円に引き上げるとする答申を行っていただくこと、併せて国に対し全国一律の最低賃金制度の創設、中小零細企業に対する支援の抜本的強化を強く要望していただくようお願い申し上げます。 以上





2023年7月24日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝 殿

沖縄県労働組合総連
議長 穴井

意見聴取の実施についての要請

令和5年7月3日付沖縄労働局一般公示5-89号「沖縄県最低賃金の決定(改正決定)に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づき、沖縄県労働組合総連合(以下、「沖縄県労連」といいます。)は、7月18日までと指定された期限内に意見書を提出しました。

去る7月20日に開催された第1回専門部会では、議題(4)として「沖縄県最低賃金の決定(改正決定)に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取について」があるものの、事務局が意見書の概要を報告しただけで、意見聴取を行うかどうかの議論はなされませんでした。同部会では「平成25年度から令和4年度までの参考人名簿」が資料9として配布されています。それに関連して事務局より労使委員からの推薦を依頼する主旨の発言がなされています。

最低賃金法第25条5項は「(前略)関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。」と定めており、意見をきくことを審議会に義務付けています。

そもそも、「聴取」とは“耳で聞き取る”ことを意味する日本語であり、概要を事務局が報告することで聴取に置き換えられるものではありません。

つきましては、下記の点について要請致しますので、実現していただくよう強く要請します。

なお、本要請に対するご回答は、第3回専門部会開催期日の少なくとも前日午前までに、文書のFAX送信による方法(FAX番号098-859-2110)でお願い致します。

記

- 1, 7月31日に開催される第3回専門部会において、沖縄県労連から意見を聴く機会を設けていただくこと。
- 2, 専門部会で意見を述べると思料される参考人が、労働局一般公示によらず専門部会委員の推薦によって決まる法律上の根拠についてご回答をお寄せください。



以上

